

改正

昭和四九年十一月一四日規則第七五号
昭和五〇年 三月三十一日規則第一七号
昭和五一年一二月二〇日規則第五九号
昭和五三年十一月二四日規則第六七号
昭和五四年 三月三十一日規則第二八号
昭和五八年 三月一五日規則第一三号
昭和五九年 三月三十一日規則第三一号
平成 六年 三月三十一日規則第四四号
平成 八年 九月二七日規則第六九号
平成 九年 三月二八日規則第三五号
平成一六年一二月二四日規則第七七号
平成一八年 三月三十一日規則第六六号
平成二〇年 二月二九日規則第四号
平成二四年 三月二七日規則第九号
平成二五年 三月二九日規則第二三号
平成二九年 三月一〇日規則第一〇号
平成三〇年十一月 二日規則第六六号
令和 二年 三月二七日規則第一六号
令和 三年 一月二九日規則第六号
令和 四年 二月一五日規則第四号
令和 五年 一月三十一日規則第二号
令和 五年一二月一九日規則第七〇号
令和 七年 一月二四日規則第二号
令和 八年 二月二〇日規則第三号

群馬県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

群馬県屋外広告物条例施行規則

群馬県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年群馬県規則第七十四号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(許可の申請等)

第三条 条例第七条第一項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第一号又は別記様式第二号）正副二通に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を知り得る見取図
 - 二 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前三月以内に撮影したものに限り。）
 - 三 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面
 - 四 広告物等の色彩及び意匠並びに面積を明らかにした図面
 - 五 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書
 - 六 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
 - 七 自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該敷地に存する建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）を明らかにする書類（建築物の延べ面積が二千平方メートル以下である場合及び表示し、又は設置する広告物等の総表示面積が百平方メートル以下（第二種許可地域にあっては、二百平方メートル以下）である場合を除く。）
 - 八 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、当該申請に係る広告物等の種類が、車体に表示するもの、はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕又はアドバルーンであって、知事がその必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。
- 3 知事は、第一項の申請について許可をしたときは、当該許可に係る申請書の副本に許可・確認印（別記様式第三号）を押印し、これに許可・確認済標識（別記様式第四号）を添え、又は許可・確認済印（別記様式第五号）若しくは打刻印（別記様式第六号）を押印した当該許可に係る広告物を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

(表示又は設置の完了の届出)

第四条 条例第七条第一項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の表示又は設置を完了したときは、速やかに、屋外広告物表示(設置)完了届出書(別記様式第七号)に当該広告物等の状況を知り得るカラー写真を添えて、知事に届け出るものとする。ただし、当該許可の期間が二月以内の広告物等については、この限りでない。

(許可地域等の区分)

第五条 条例第七条第二項の規定による許可地域等の区分は、別表第一に掲げるとおりとする。

(景観誘導地域)

第五条の二 条例第七条の二第一項の規定により指定する景観誘導地域及び同条第二項の規定により定める特例基準は、別表第一の二に掲げるとおりとする。

(整備地区基本方針)

第六条 条例第九条第八項の規定による整備地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 広告物等の表示又は設置に関する基本構想
- 二 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
- 三 その他必要な事項

(景観保全型広告整備地区における届出等)

第七条 条例第九条第十一項に規定する規則で定める広告物等は、条例第十三条第三項第一号から第三号までに規定する広告物等とする。

- 2 条例第九条第十一項の規定による届出は、屋外広告物表示(設置)届出書(別記様式第八号又は別記様式第九号)正副二通に第三条第一項各号に掲げる書類を添えて行うものとする。
- 3 第三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。
- 4 知事は、第二項の規定による届出を受け付けたときは、当該届出書の副本に届出済印(別記様式第十号)を押印し、これに届出済標識(別記様式第十一号)を添え、又は届出済印(別記様式第十号)若しくは打刻印(別記様式第六号)を押印した当該届出に係る広告物を添えて、当該届出をした者に交付するものとする。

(活用地区基本方針)

第八条 条例第十条第三項の規定による活用地区基本方針については、第六条の規定を準用する。

(広告物活用地区における確認の申請等)

第九条 条例第十条第五項の規定により確認を受けようとする者は、屋外広告物確認申請書(別記

様式第十二号又は別記様式第十三号) 正副二通に第三条第一項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、前項の確認について準用する。

(適用除外の基準)

第十条 条例第十三条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 寄贈者名等の表示個数は、一施設又は一物件につき一個であること。

二 寄贈者名等の表示面積は、〇・五平方メートル以下であり、かつ、表示の方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積の二十分の一以下であること。

三 別表第七に掲げる許可共通基準（以下単に「許可共通基準」という。）に適合しているものであること。

2 条例第十三条第三項第一号の規則で定める基準のうち禁止地域等における自家広告物等についての基準は、次に掲げるとおりとする。

一 表示面積は、合計十平方メートル以下であること。

二 表示場所は、建築物の屋上以外の場所であること。

三 表示方法は、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものであること。

四 許可共通基準に適合しているものであること。

五 前各号に掲げる基準のほか、前各号に定めのない基準については、別表第七に掲げる許可個別基準（第一種許可地域に係る部分に限る。）に適合しているものであること。

3 条例第十三条第三項第一号の規則で定める基準のうち許可地域等における自家広告物等についての基準は、次に掲げるとおりとする。

一 表示面積は、合計十五平方メートル以下であること。

二 許可共通基準に適合しているものであること。

三 前二号に掲げる基準のほか、前二号に定めのない基準については、別表第七に掲げる許可個別基準（以下単に「許可個別基準」という。）に適合しているものであること。

4 条例第十三条第三項第二号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等の表示面積は、二平方メートル以下であること。

二 許可共通基準に適合しているものであること。

- 5 条例第十三条第三項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 当該工事期間中に限り表示するものであること。
 - 二 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写し、又は被写体とした絵画又は写真であって営利を目的としないものであること。
 - 三 前号に該当しない広告物で工事の進捗(ちよく)状況等当該工事現場の管理に必要な内容のものを表示する場合にあっては、当該広告物の表示面積は、合計十平方メートル以下のものであること。
- 6 条例第十三条第三項第六号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 電車又は自動車に表示する広告物の表示面積は、電車に表示する場合にあっては十五平方メートル以下、自動車に表示する場合にあっては三平方メートル以下であること。
 - 二 公共的目的をもって表示するものであること。
 - 三 所有者等の名称又は事業内容を表示するものであること。
- 7 条例第十三条第四項の規則で定める基準は、別表第二に掲げるとおりとする。
- 8 条例第十三条第五項第一号の規則で定める基準のうち条例第六条第一項第二号に規定する物件に表示する広告物についての基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 石垣、擁壁その他これらに類するもので知事が指定するものに表示する場合の表示面積は、五平方メートル以下であること。
 - 二 許可共通基準に適合しているものであること。
- 9 条例第十三条第五項第一号の規則で定める基準のうち条例第六条第一項第七号又は第八号に規定する物件に表示する広告物についての基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 送電塔、送受信塔及び照明塔並びに煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもので知事が指定するものに表示する場合の表示面積は、禁止地域等にあっては十平方メートル以下、許可地域等にあっては十五平方メートル以下であること。
 - 二 許可共通基準に適合しているものであること。
- 10 条例第十三条第五項第四号の規則で定める基準は、別表第三に掲げるとおりとする。
- 11 条例第十三条第六項第一号及び第三号の規則で定める基準は、別表第四に掲げるとおりとする。
(適用除外による許可の申請等)

第十一条 条例第十三条第四項及び第五項第四号の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記様式第一号又は別記様式第二号)正副二通に第三条第一項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、前項の許可について準用する。

(公共的目的の広告物等に係る協議又は届出等)

第十二条 条例第十三条第七項の規定により協議又は届出をする場合は、当該広告物等の表示面積が、十五平方メートル以上のものについては屋外広告物表示(設置)協議書(別記様式第十四号)により、十五平方メートル未満のものについては屋外広告物表示(設置)届出書(別記様式第八号又は別記様式第九号)により、第三条第一項各号に掲げる書類を添えて、それぞれ行うものとする。

2 第三条第二項の規定は、前項の協議又は届出について準用する。

3 知事は、第一項の協議について異存がないときは、協議済標識(別記様式第十五号)を添えて、その旨を協議者に通知するものとする。

4 第七条第四項の規定は、第一項の届出について準用する。

5 条例第十三条第七項の規則で定める軽微な変更又は改造は、第十九条第三項に定めるとおりとする。

6 条例第十三条第七項ただし書の犯罪捜査等のために表示する緊急性を有する広告物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)に基づく指名手配のために表示する広告物

二 特異家出人に係る広告物

三 犯罪捜査に係る広告物

7 条例第十三条第七項ただし書の表示期間の短い広告物で規則で定めるものは、条例第十三条第一項第二号又は第三項第十号に規定する広告物で次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 表示期間が二月以内であること。

二 広告物に表示期間及び表示者名を明記していること。

第十三条 削除

(経過措置)

第十四条 別表第一に掲げる区分に変更があった際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての第十条及び第二十条の基準の適用については、当該変更があった日から三年間(条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間。その期間内に条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間)は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するときは、

この限りでない。

(けい光塗料等の禁止)

第十五条 条例第十五条第三号の規則で定める塗料等は、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料とする。

(広告物等の総表示面積の基準)

第十六条 条例第十六条の規則で定める基準は、別表第五に掲げるとおりとする。

(許可等の期間)

第十七条 条例第十七条第二項の規則で定める期間は、別表第六に掲げるとおりとする。

(許可等の期間の更新の申請等)

第十八条 条例第十七条第三項の規定により許可等の期間の更新を申請しようとする者は、当該許可等の期間が満了する日の三十日前までに、屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書（別記様式第十六号）正副二通に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前三月以内に撮影したものに限る。）
- 二 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書
- 三 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 第三条第二項及び第三項の規定は、前項の許可等の期間の更新について準用する。

3 第二十五条第一項に規定する大規模な広告物等の安全性を点検する者は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示若しくは設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）又は第二十五条第二項各号に規定する資格を有する者でなければならない。

(変更等の許可等の申請等)

第十九条 条例第十九条第一項の規定により変更又は改造の許可等を申請しようとする者は、屋外広告物変更（改造）許可申請書（別記様式第十八号）正副二通に第三条第一項第三号から第八号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、前項の変更等の許可等について準用する。

3 条例第十九条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するも

のとする。

- 一 既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、大きさ、構造若しくは位置又は特に付された条件に変更を加えない修繕、補強又は塗替え
- 二 掲示板の位置及び形状を変更することなく行う、当該掲示板に表示される新聞、ポスター等の広告物の短期かつ定期的な取替え
- 三 広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- 四 常設の映画館、劇場等がその上映し、又は上演する内容の表示を変える場合に係るもの
- 五 自家広告物等の表示面積を変更することなく行う当該広告物の表示内容の更新
(許可の基準)

第二十条 条例第二十条第一項の規則で定める許可の基準は、別表第五及び別表第七に掲げるとおりとする。

(許可等の表示)

第二十条の二 条例第二十一条第一項の規則で定める許可等の証票は、許可・確認済標識（別記様式第四号）とする。

- 2 条例第二十一条第一項ただし書の規則で定める許可等の押印又は打刻印は、許可・確認済印（別記様式第五号）又は打刻印（別記様式第六号）とする。

(点検の基準等)

第二十条の三 条例第二十三条第一項本文の点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、三年を超えない期間ごとに目視、打診等により行うものとする。

- 2 前項の規定により点検を完了した者は、知事が交付する点検済標識（別記様式第十八号の二）を速やかに当該広告物等に貼付し、点検が完了していることを表示するものとする。ただし、壁面広告物等で板面に直接貼付することが困難なものについては、事業所に第五項に定める屋外広告物安全点検報告書と同等のものを点検後三年間備えることをもってこれに代える。
- 3 条例第二十三条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 高さが四メートル以下の広告物等 次に掲げる者

イ 条例第三十三条第一項の規定による講習会（第二十八条から第三十条までにおいて「講習会」という。）の課程を修了した者又は条例第三十四条第一項第三号に掲げる者

ロ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

ハ 電気工事士法（昭和三十一年法律第三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士

ニ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

ホ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者

ヘ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係るもの

二 高さが四メートルを超える広告物等 前号ロからへまでに掲げる者

4 条例第二十三条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたもの
その他これらに類する軽易な広告物

二 法令の規定により条例第二十三条第一項本文の点検と同程度以上の点検を実施することとされているもの

三 その他点検の必要がないと知事が認めるもの

5 条例第二十三条第二項に規定する報告は、屋外広告物安全点検報告書（別記様式第十八号の三）を知事に提出して行うものとする。この場合において、当該屋外広告物安全点検報告書には、当該点検を行った者の資格を証する書面の写しを添付するものとする。

（除却の届出）

第二十一条 条例第二十四条第二項の規定による届出は、屋外広告物除却（滅失）届出書（別記様式第十九号）により行うものとする。

（公表の方法等）

第二十二条 条例第二十五条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容

三 公表の理由

四 その他知事が必要と認める事項

（違反はり紙等除却者の身分証明書）

第二十二条の二 法第七条第四項の規定により、違反したはり紙、はり札等、立看板等若しくは広

告旗の除却を命ぜられ、又は委任された者は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第二十号の二）によるものとする。

（広告物等を保管した場合の公示の場所）

第二十二条の三 条例第二十七条の三第一項第一号の規則で定める場所は、当該広告物等の放置されていた場所を所轄する土木事務所とする。

（保管広告物等一覧簿）

第二十二条の四 条例第二十七条の三第二項の規則で定める保管広告物等一覧簿は別記様式第二十号の三によるものとし、同項の規則で定める場所は当該広告物等の放置されていた場所を所轄する土木事務所とする。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第二十二条の五 条例第二十七条の五に規定する売却の方法は、群馬県財務規則（平成三年群馬県規則第十八号）に規定する売却の方法の例による。

（受領書）

第二十二条の六 条例第二十七条の七の規則で定める受領書は、別記様式第二十号の四によるものとする。

（立入検査者の身分証明書）

第二十三条 条例第二十八条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第二十一号）によるものとする。

（小規模な広告物等に係る管理する者の設置の適用除外）

第二十四条 条例第三十条第一項ただし書の規則で定める小規模な広告物等は、はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗とする。

（大規模な広告物等に係る管理する者の資格）

第二十五条 条例第三十条第二項の規則で定める大規模な広告物等は、建築物の屋上に設置する広告物等で一面の表示面積が三十平方メートル以上のものとする。

2 条例第三十条第二項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士

二 電気工事士法第四条の二第一項に規定する特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者

(管理する者等の届出等)

第二十六条 条例第三十一条第一項、第二項又は第四項の規定による届出は、屋外広告物管理者(表示者・設置者)設置(変更)届出書(別記様式第二十二号)により行うものとする。この場合において、屋外広告士又は前条第二項各号に規定する資格を有する者を管理する者として置くときは、当該資格を証する証書等の写しを添付するものとする。

2 前項の届出については、屋外広告物許可申請書(別記様式第一号)に同項の規定による届出事項を記載した場合は、これによることができる。

3 条例第三十一条第三項の規定による届出は、屋外広告物除却(滅失)届出書(別記様式第十九号)により行うものとする。

(屋外広告業登録の申請)

第二十七条 条例第三十二条の二第一項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記様式第二十三号)によるものとする。

2 条例第三十二条の二第二項の誓約する書面は、誓約書(別記様式第二十四号)によるものとする。

3 条例第三十二条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。))を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。以下同じ。))を含む。)の略歴を記載した書面

二 登録申請者が選任した条例第三十四条第一項に規定する業務主任者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

三 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。)の住民票の写し又はこれに代わる書面(これらの写しを含む。)

四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はその写し

4 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。)の住民票の写し又はこれに代わる書面(これらの写しを含む。)

二 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面(これらの写しを含む。)

む。)

三 その他知事が必要と認める書類

- 5 第三項第一号の略歴を記載した書面は、登録申請者の略歴書（別記様式第二十五号）によるものとする。
- 6 屋外広告業者は、条例第三十二条第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（屋外広告業者登録簿）

第二十七条の二 条例第三十二条の三第一項の屋外広告業者登録簿は、別記様式第二十五号の二によるものとする。

- 2 条例第三十二条の六に規定する屋外広告業者登録簿の閲覧は、条例第三十二条の二第一項の規定による屋外広告業の登録申請を受け付ける場所及び条例第七条第一項の規定による屋外広告物の許可申請を受け付ける場所で行うものとする。

（変更又は廃業等の届出）

第二十七条の三 条例第三十二条の五第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第二十五号の三による屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。

- 一 条例第三十二条の二第一項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が個人である場合にあっては住民票の写し又はこれに代わる書面（これらの写しを含む。）、法人である場合にあっては登記事項証明書又はその写し
 - 二 条例第三十二条の二第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書又はその写し
 - 三 条例第三十二条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 条例第三十二条の二第二項の誓約する書面、第二十七条第三項第一号の略歴を記載した書面及び登記事項証明書又はその写し
 - 四 条例第三十二条の二第一項第四号に掲げる事項の変更 条例第三十二条の二第二項の誓約する書面、第二十七条第三項第一号の略歴を記載した書面及び住民票の写し又はこれに代わる書面（これらの写しを含む。）
 - 五 条例第三十二条の二第一項第五号に掲げる事項のうち、業務主任者の氏名の変更 第二十七条第三項第二号の書面
- 2 第二十七条第四項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

3 条例第三十二条の七の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書（別記様式第二十五号の四）により行うものとする。

（講習会の開催等）

第二十八条 知事は、講習会を開催しようとするときは、あらかじめ講習会の開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 講習会の講習科目は、次に掲げるとおりとする。

一 広告物等に関する法令

二 広告物等の表示及び設置の方法に関する事項

三 広告物等の施工に関する事項

3 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記様式第二十六号）により知事に受講の申込みをしなければならない。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第二項第三号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

一 建築士法第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法第二条第四項に規定する電気工事士

三 電気事業法第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

5 前項の規定により第二項第三号に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、第三項に規定する講習会の受講の申込みの際し、前項各号のいずれかに該当する者であることを証する証書等の写しを添付しなければならない。

6 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（別記様式第二十七号）を交付するものとする。

（講習会の事務の委託）

第二十九条 知事は、条例第三十三条第二項の規定により、屋外広告業者の組織する法人（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく事業協同組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）に基づく商工組合に限る。）に講習会の運営に関する事務の一部を委託することができる。

（講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定等）

第三十条 条例第三十四条第一項第五号の規定による認定は、営業所において広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算五年以上従事し、かつ、過去五年間屋外広告物に関する法令に違反したことがない者について行うものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会修了資格認定申請書（別記様式第二十八号）により知事に認定の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に基づき認定をしたときは、屋外広告物講習会修了資格認定証書（別記様式第二十九号）を当該認定をした者に交付するものとする。

（標識の掲示）

第三十条の二 条例第三十四条の二の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日

三 営業所の名称

四 業務主任者の氏名

2 条例第三十四条の二の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票（別記様式第三十号）により行うものとする。

（帳簿）

第三十条の三 条例第三十四条の三の帳簿は、別記様式第三十一号によるものとする。

2 条例第三十四条の三各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもの（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され（スキャナその他これに類するものにより記録されることを含む。）、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

3 第一項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

（屋外広告業者監督処分簿）

第三十条の四 条例第三十五条の三第一項の屋外広告業者監督処分簿は、別記様式第三十二号によるものとする。

2 条例第三十五条の三第一項の規則で定める閲覧所は、第二十七条の二第二項に規定する場所とする。

3 条例第三十五条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 被処分者の登録番号

二 被処分者の商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 処分理由

（立入検査・質問者の身分証明書）

第三十条の五 条例第三十五条の四第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第三十三号）によるものとする。

（面積の計算方法）

第三十一条 条例別表に規定する規則で定める面積の計算方法は、次の各号の面積につき、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 広告面積 広告面（外枠等の面を含む。）又は掲出物件（支柱の部分を除く。）の縦及び横のそれぞれ最長の部分の長さに乗じて得た面積

二 一つの広告物で二面以上のものの面積 前号の規定により算定した各面の合計面積。ただし、隣り合う二面のなす角度が百二十度以上の場合は、当該隣り合う二面は一面とみなす。

三 円筒形の広告物の面積 側面の表示面積

四 一つの広告を数個で表示している広告物又は数個で成立している広告物を掲出する物件の面積 個々の広告物又は掲出物件について第一号及び第二号の規定により算定した面積に当該広告物又は掲出物件相互間の空間の面積を加算した面積

五 建築物等の壁面にじか書き、浮文字等により表示する広告物の面積 当該文字等の外郭線内の面積について第一号の規定により算定した面積。ただし、数個の文字等で表示又は成立している広告については、その広告物の面積は、前号の規定により算定した面積

六 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示する広告（以下「自家広告」という。）と自家広告以外の広告が同一面に表示される広告物の面積 次の場合に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積

イ 自家広告の表示面積が全面積の二分の一を超える場合 全面を自家広告として算定した面積

ロ 自家広告以外の広告の表示面積が全面積の二分の一を超える場合 全面を自家広告以外の広告として算定した面積

ハ 自家広告と自家広告以外の広告の表示面積が同一の場合 それぞれの面積は別に算定した

面積

七 第十条に掲げる適用除外の基準を超えて表示し、又は設置する自家広告物等についての面積
前各号の規定により算定した面積から適用除外の基準面積を控除した後の面積

2 前項第一号から第六号までの規定は、第十条、第十二条、第二十五条、別表第一の二、別表第二、別表第五及び別表第七に掲げる面積の計算方法について準用する。

(書類の提出先)

第三十二条 この規則により知事に提出する書類（第二十七条、第二十七条の三、第二十八条及び第三十条の規定による書類を除く。）は、広告物等を表示し、又は設置する場所を所轄する土木事務所長に提出しなければならない。

(台帳等の備付)

第三十三条 土木事務所長は、許可等に係る広告物等について別に定めるところにより台帳等を備え、常にこれを整備しておくものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十四年六月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされている許可の申請又は届出は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により届出をし、又は許可を受けて表示し、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、この規則の規定により新たに禁止され、又は制限されたものについては、当該届出又は許可の有効期間に限り、なおこれを表示し、又は設置することができる。
- 4 この規則の規定により改正された書類の様式は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則（昭和四十九年十一月十四日規則第七十五号）

- 1 この規則は、昭和四十九年十一月十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされている許可の申請又は届出は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により届出をし、又は許可を受けて表示し、若しくは設置されている広告物若しくは広告物を掲出する物件（この規則の施行前に申請がなされ、

改正前の規則の規定により許可がなされたものを含む。)で、この規則の規定により新たに禁止され、又は制限されたものについては、当該届出又は許可の有効期間に限り、なおこれを表示し、又は設置することができる。

- 4 この規則の規定により改正された書類の様式は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則 (昭和五十年三月三十一日規則第十七号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十一年十二月二十日規則第五十九号)

- 1 この規則は、昭和五十二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に許可を受けている立看板、はり札及びはり紙の表示期間は、この規則による改正後の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十三年十一月二十四日規則第六十七号)

この規則は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月三十一日規則第二十八号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月十五日規則第十三号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日規則第三十一号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十一日規則第四十四号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年九月二十七日規則第六十九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成八年十月一日から施行する。
(申請等に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた許可の申請又は届出は、改正後の群馬県屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定によりされたものとみなす。
(旧規則による許可等に係る広告物等に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により許可を受け、又は届出をして表示され、又は設置

されている広告物等については、当該許可又は届出の期間に限り、新規則の規定により許可を受け、又は届出をしなくても、引き続き表示し、又は設置することができる。

4 群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成八年群馬県条例第二十三号。以下「改正条例」という。）附則第三項の認定を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する日の三十日前までに、屋外広告物経過措置認定申請書（附則別記様式）正副二通に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を知り得る見取図

二 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前三月以内に撮影したものに限る。）

三 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面

四 広告物等の色彩及び意匠並びに面積を明らかにした図面

5 改正条例附則第三項の規定により許可の期間の更新をする場合の当該期間については、新規則第十七条の規定を準用する。

（新たに広告物の表示が禁止されることとなる地域等に関する経過措置）

6 この規則の施行の際新規則の規定により新たに広告物の表示若しくは掲出物件の設置が禁止され、又は制限された地域若しくは場所又は物件に、現に表示され、又は設置されている広告物等（改正条例附則第三項の規定に該当するものを除く。）については、この規則の施行日から六月を経過する日までの間は、新規則の規定は、適用しない。

附則別記様式（規格A4）

屋外広告物経過措置認定申請書

年 月 日

群馬県 土木事務所長 あて

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） —

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成8年群馬県 条例 第23号）附則第3項の規定による認定を受けたいので申請します。

1 広告物等の種類			
2 表示(設置)個(枚)数	個(枚)	3 表示(設置)面積	㎡ (m × m × 面)
4 表示(設置)場所(町名地番)			
5 許可年月日	年 月 日	6 許可番号	群広()第 号
7 表示(設置)の始期	年 月 日	8 設置工事費の概算額	円
9 施工者の住所及び氏名			
10 添付書類	(1) 表示する場所と付近の状況がわかる見取図及びカラー写真(撮影3か月以内) (2) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (3) 広告物等の色彩、意匠及び面積を明らかにした図面		
		※認定番号 第 号	
		※受付 年 月 日 第 号	

注1 申請者は、認定を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、広告主が申請すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 広告物等の許可の期間の更新は、別に申請をすること。

附 則（平成九年三月二十八日規則第三十五号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十四日規則第七十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により知事に提出されている書類は、第一条の規定による改正後の群馬県屋外広告物条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十六号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により知事に提出されている書類（屋外広告業に関する書類を除く。）は、改正後の群馬県屋外広告物条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成二十年二月二十九日規則第四号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた許可の申請又は届出は、改正後の群馬県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により許可を受け、又は届出をして表示され、又は設置されている広告物等については、当該許可又は届出の期間に限り、新規則の規定により許可を受け、又は届出をしなくても、引き続き表示し、又は設置することができる。
- 4 群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成十九年群馬県条例第七十九号。以下「改正条例」という。）附則第三項の認定を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する日の三十日前までに、屋外広告物経過措置認定申請書（附則別記様式）正副二通に広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真を添えて、知事に提出しなければならない。
- 5 改正条例附則第三項の規定により許可の期間の更新をする場合の当該期間については、群馬県屋外広告物条例施行規則第十七条の規定を準用する。

附則別記様式（規格A4）

屋外広告物経過措置認定申請書

年 月 日

群馬県 土木事務所長 あて

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） —

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成19年群馬県条例第79号）附則第3項の規定による認定を受けたいので申請します。

1 広告物等の種類			
2 表示(設置)個(枚)数	個(枚)	3 表示(設置)面積	m ² (m × m × 面)
4 表示(設置)場所(町名地番)			
5 許可年月日	年 月 日	6 許可番号	群広()第 号
7 表示(設置)の始期	年 月 日	8 設置工事費の概算額	円
9 添付書類	広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真		
※ 確認の条件			
※ 上記については、承認します。		※確認番号	第 号
年 月 日 群馬県 土木事務所 印		※受付印欄	

注1 申請者は、確認を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則（平成二十四年三月二十七日規則第九号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十三号）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成二十九年三月十日規則第十号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成三十年十一月二日規則第六十六号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日規則第十六号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一月二十九日規則第六号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（令和四年二月十五日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一月三十一日規則第二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月十九日規則第七十号）

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和七年一月二十四日規則第二号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和八年二月二十日規則第三号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第五条、第十四条関係）

許可地域等の区分

区分	地域又は場所
第一種許可地域	許可地域等のうち第二種許可地域以外の地域又は場所

第二種許可地域	許可地域等のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に指定された地域又は場所
---------	--

別表第一の二（第五条の二関係）

上信自動車道景観誘導地域

一 次に掲げる区域（（一）から（五十四）までに規定する道路又は連結路からそれぞれ展望できる区域に限る。）

（一） 一般国道十七号のうち渋川市渋川字上ノ原二千九百七十八番一地先から同市金井地内の県道渋川東吾妻線との交点までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（二） 一般国道三百五十三号のうち渋川市金井字下新田地内の県道渋川東吾妻線との交点から吾妻郡東吾妻町大字植栗字上泉四百三十四番二地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（三） 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字植栗字鹿児峰二千四百九十四番地先から同町大字松谷字新井二百十八番一地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（四） 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井二百十八番一地先から同郡長野原町大字与喜屋字長畝二百三十四番三地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（五） 渋川市金井地内の一般国道十七号と県道渋川東吾妻線との連結路（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十八条第三項に規定する連結路をいう。以下同じ。）のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

（六） 渋川市金井地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

（七） 県道渋川東吾妻線のうち渋川市金井地内の国道十七号との交点から前橋市方面百メートルまで及び当該交点から吾妻郡東吾妻町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

（八） 渋川市南牧及び同市川島地内の一般国道三百五十三号と一般国道三百五十三号との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

（九） 一般国道三百五十三号のうち渋川市川島字山崎千八百二十九番一地先から同市川島字

山崎千八百七十番一地先まで及び同市川島字山崎千八百七十番一地先から同市伊香保町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十) 市道折原川島線のうち渋川市川島地内の県道渋川東吾妻線との交点から北側方面百メートルまで及び当該交点から同市川島字山崎千八百二十九番一地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十一) 県道渋川東吾妻線のうち渋川市川島地内の市道折原川島線との交点から前橋市方面百メートルまで及び当該交点から吾妻郡東吾妻町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十二) 吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の一般国道三百五十三号と一般国道三百五十三号との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

(十三) 一般国道三百五十三号のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の県道渋川東吾妻線との交点から同町大字岡崎字根古屋二百六十六番四地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十四) 県道渋川東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十五) 県道伊香保村上線のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の県道渋川東吾妻線との交点から前橋市方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十六) 町道五十九号のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎字根古屋二百六十六番四地先から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十七) 吾妻郡東吾妻町大字箱島字的場地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

(十八) 県道渋川東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字箱島字的場地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十九) 吾妻郡東吾妻町大字箱島字千沢吹上地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

(二十) 県道渋川東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字箱島字千沢吹上地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

- (二十一) 吾妻郡東吾妻町大字新巻地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十二) 県道東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字新巻地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十三) 県道新巻市城線のうち吾妻郡東吾妻町大字新巻地内の一般国道三百五十三号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十四) 吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十五) 県道東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十六) 県道植栗伊勢線のうち吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の一般国道三百五十三号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十七) 吾妻郡東吾妻町大字川戸地内の一般国道百四十五号と県道高崎東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十八) 県道高崎東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字川戸地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十九) 吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の一般国道百四十五号と県道郷原停車場線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (三十) 県道郷原停車場線のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の一般国道百四十五号との交点から同町大字厚田地内の県道中之条東吾妻線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (三十一) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字郷原地内の県道郷原停車場線との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (三十二) 県道中之条東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の県道郷原停車場線との交点から高崎市方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (三十三) 県道高崎東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の県道郷原停車場線との交点から同郡中之条町方面百メートルまで及び当該交点から高崎方面百メートルまでの区間の

道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(三十四) 県道林岩下線のうち吾妻郡東吾妻町大字三島地内の町道新井・横谷・松谷線との交点から同町大字岩下字春日地内の一般国道百四十五号との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(三十五) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字岩下字春日地内の県道林岩下線との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(三十六) 町道五千百八十一号のうち吾妻郡東吾妻町大字岩下字春日地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(三十七) 町道新井・横谷・松谷線のうち吾妻郡東吾妻町大字三島地内の県道林岩下線との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(三十八) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字久々戸甲百三十番地先から同町大字松谷地内の町道三島・松谷線の起点まで及び同町大字松谷字久々戸甲百三十番地先から渋川市方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(三十九) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(四十) 町道五千三百三十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(四十一) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字長坂地内の一般国道百四十五号との交点から同町大字松谷字二本木地内の一般国道百四十五号との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(四十二) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字二本木地内の一般国道百四十五号との交点から東側方面百メートルまで及び当該交点から西側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(四十三) 町道五千二百八十四号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

- (四十四) 県道川原畑大戸線のうち吾妻郡長野原町大字川原畑地内の一般国道百四十五号との
の交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (四十五) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡長野原町大字川原畑字二社平地内の一般国道百
四十五号との交点から同町大字川原畑字三平地内の一般国道百四十五号との交点までの区間
の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (四十六) 町道一一二号線のうち吾妻郡長野原町大字川原畑地内の一般国道百四十五号との
交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (四十七) 町道川原畑線のうち吾妻郡長野原町大字川原畑字石畑地内の一般国道百四十五号
との交点から同町大字川原畑字上ノ平地内の一般国道百四十五号との交点までの区間の道路
の中心線から両側百メートル以内の区域
- (四十八) 吾妻郡長野原町大字林地内の一般国道百四十五号と一般国道百四十五号との連結
路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (四十九) 県道林岩下線のうち吾妻郡長野原町大字林字立馬地内の一般国道百四十五号との
交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (五十) 県道林長野原線のうち吾妻郡長野原町大字林字立馬地内の一般国道百四十五号との
交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (五十一) 町道三一六号線のうち吾妻郡長野原町大字横壁地内の一般国道百四十五号との交
点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (五十二) 町道三一七号線のうち吾妻郡長野原町大字横壁字山根地内の一般国道百四十五号
との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (五十三) 一般国道四百六号のうち吾妻郡長野原町大字横壁字西久保地内の一般国道百四十
五号との交点から北側方面百メートルまで及び当該交点から南側方面百メートルまでの区間
の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (五十四) 県道長野原草津口停車場線のうち吾妻郡長野原町大字長野原字久々戸地内の一般
国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メー
トル以内の区域

甘楽町景観誘導地域

二 次に掲げる区域（（一）から（十一）までに規定する道路からそれぞれ展望できる区域に限
る。）

- (一) 県道金井小幡線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚吉原線との交点

から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

- (二) 県道金井小幡線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚線との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (三) 県道金井小幡線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚吉原線との交点から同町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (四) 町道口明塚吉原線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚地内の県道金井小幡線との交点から東側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (五) 町道口明塚線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚地内の県道金井小幡線との交点から東側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (六) 町道鈴宮三号線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の県道金井小幡線との交点から同町大字天引字鈴宮地内の町道西谷狐崎線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (七) 町道西谷狐崎線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字狐崎地内の町道鈴宮三号線との交点から同町大字天引字西谷地内の町道下原西谷線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (八) 町道下原西谷線のうち甘楽郡甘楽町大字白倉字下原地内の関越自動車道上越線との交点から同町大字天引字鈴宮地内の県道金井小幡線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (九) 町道下原西谷線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字向原地内の関越自動車道上越線との交点から同町大字天引字西谷二千五百十二番三地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (十) 関越自動車道上越線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字向原地内の町道下原西谷線との交点から同町大字天引字向原二千六百二十五番七地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）
- (十一) 関越自動車道上越線のうち甘楽郡甘楽町大字白倉字下原地内の町道下原西谷線との交点から同町大字白倉字下原千七百一番十地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域（高速自動車国道の区域を除く。）

西毛広域幹線道路景観誘導地域

三 次に掲げる区域（（一）から（四）までに規定する道路からそれぞれ展望できる区域に限る。）

- （一） 都市計画道路三・六・十号南北中央幹線のうち安中市下秋間字二反田四千七百五十七番一地先から同市下秋間字吉ヶ谷津四千五百十六番三地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域
- （二） 県道下里見安中線のうち安中市下秋間字吉ヶ谷津四千五百十六番三地先から同市安中字米山千八百七十九番三地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- （三） 都市計画道路三・六・十号南北中央幹線のうち安中市安中字米山千八百七十九番三地先から同市安中字俣上地内の信越本線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- （四） 都市計画道路三・六・十号南北中央幹線のうち安中市安中字俣上地内の信越本線との交点から同市上間仁田二百八十八番一地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

備考 一の項の（一）から（五十四）まで、二の項の（一）から（十一）まで及び三の項の（一）から（四）までに規定する道路又は連結路のうち、供用が開始されていない部分については、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項若しくは高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定により縦覧に供された図面（当該図面に変更があったときは、その変更後のもの）又は都市計画法第二十条第二項の規定により縦覧に供された図書（当該図書に変更があったときは、その変更後のもの）に記載された道路又は連結路の予定地とする。

四 条例第十三条第三項第一号に係る特例基準

- （一） 第十条第三項に掲げる基準及び六の項に規定する条例第二十条第一項に係る特例基準に適合しているものであること。

五 条例第十六条に係る特例基準

- （一） 別表第五の一の項の基準の特例（六の項（一）の表下欄ニからへまでの場合に限る。）

広告物等の総表示面積
五十平方メートル以下

- （二） 別表第五の二の項の基準の特例（六の項（一）の表下欄ニからへまでの場合に限る。）

建築物の延べ面積	広告物等の総表示面積
----------	------------

二千平方メートル未満	五十平方メートル以下
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	七十五平方メートル以下
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	百平方メートル以下
一万平方メートル以上一万五千平方メートル未満	百二十五平方メートル以下
一万五千平方メートル以上	百五十平方メートル以下

六 条例第二十条第一項に係る特例基準

(一) 許可共通基準の特例

広告物等の種類	特例基準
全ての広告物等	<p>一の項の(一)から(五十四)まで、二の項の(一)から(十一)まで及び三の項の(一)から(四)までに規定する区域内において、それぞれ一の項の(一)から(五十四)まで、二の項の(一)から(十一)まで及び三の項の(一)から(四)までに規定する道路又は連結路に向けて広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、次に掲げる場合(別表第七に掲げる許可共通基準に適合する場合に限る。)は、この限りでない。</p> <p>イ 主として一の項の(一)から(五十四)まで及び二の項の(一)から(十一)までに規定する道路又は連結路以外の道路又は連結路に向けて広告物等を表示し、又は設置することが明らかな場合</p> <p>ロ 主として三の項の(一)に規定する道路以外の道路に向けて広告物等を表示し、又は設置することが明らかな場合</p> <p>ハ 主として三の項の(二)から(四)までに規定する道路以外の道路に向けて広告物等を表示し、又は設置することが明らかな場合</p> <p>ニ 一の項の(四)及び二の項の(一)から(十一)までに規定する道路に接する敷地内において自家広告物等(使用する色(無彩色を除く。)が五色以内であり、かつ、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている一面の表示面積の二分の一以内であるものに限る。)を表示し、又は設置する場合</p> <p>ホ 三の項の(一)に規定する道路に向けて自家広告物(使用する</p>

色（無彩色を除く。）が五色以内であり、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている一面の表示面積の二分の一以内であり、かつ、光源の点滅がないものに限る。）を表示し、又は設置する場合

へ 三の項の（二）から（四）までに規定する道路に向けて自家広告物（使用する色（無彩色を除く。）が五色以内であり、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている一面の表示面積の二分の一以内であり、かつ、光源の点滅がないものに限る。）を表示し、又は設置する場合

ト 一の項の（五）から（五十四）までに規定する道路又は連結路に接する敷地内において、自家広告物等を表示し、又は設置する場合

チ 一の項の（五）から（五十四）まで及び二の項の（一）から（十一）までに規定する道路又は連結路に向けて案内誘導広告物（施設その他の場所への誘導を目的として、道路の分岐点若しくは交差点（以下「交差点等」という。）又は敷地への入口等の付近において施設又は場所の名称（商標等を含む。）、方向及び距離を表示するものをいう。以下同じ。）（建植広告物であるものに限る。）を表示し、又は設置する場合（複数の施設又は場所を集合して表示し、又は設置する場合に限る。）

リ 三の項の（二）から（四）までに規定する道路に向けて案内誘導広告物（使用する色（無彩色を除く。）が五色以内であり、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている一面の表示面積の二分の一以内であり、光源の点滅がないものであり、かつ、建植広告物であるものに限る。）を表示し、又は設置する場合

（二） 許可個別基準の特例

イ （一）の表下欄イの場合

広告物等の種類		区分	特例基準
建築物を	屋上広告物	自家広告物等及び自	広告物等を表示し、又は設置してはならない。

利用する		家広告物等以外		
広告物等	壁面広告物	自家広告物等以外	表示面積	一壁面における表示面積の合計は、当該壁面積の三分の一以下、かつ、一面三・三平方メートル以下
	突出広告物	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
道路及び鉄道等沿線の建植広告物等	道路の沿線を利用する広告板及び広告塔	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	鉄道等の沿線を利用する広告板及び広告塔	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
電光掲示板等	建築物及び建築物敷地を利用するもの	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	道路の沿線に建植えするもの	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アーチ広告物	自家広告物等及び自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。	
アドバルーン	自家広告物等及び自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。	

ロ (一) の表下欄ロの場合

広告物等の種類		区分	特例基準
建築物を利用する	屋上広告物	自家広告物等及び自家広告物等以外	広告物等を表示し、又は設置してはならない。

広告物等	壁面広告物	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	突出広告物	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
道路及び鉄道等沿線の建植	道路の沿線を利用する広告板及び広告塔	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
広告物等	鉄道の沿線を利用する広告板及び広告塔	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
電光掲示板等	建築物及び建築物敷地を利用するもの	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	道路の沿線に建植えするもの	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アーチ広告物	自家広告物等及び自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。	
アドバルーン	自家広告物等及び自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。	

ハ (一) の表下欄ハの場合

広告物等の種類		区分	特例基準
建築物を	屋上広告物	自家広告物等及び自	広告物等を表示し、又は設置してはならない。

利用する 広告物等	壁面広告物	家広告物等以外		上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等	広告物等の高さ	
		自家広告物等以外	表示面積	
	突出広告物	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
		自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
道路及び鉄道等沿線の建植	道路の沿線を利用する広告板及び広告塔	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
広告物等	鉄道の沿線を利用する広告板及び広告塔	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
電光掲示板等	建築物及び建築物敷地を利用するもの	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	道路の沿線に建植えするもの	自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アーチ広告物	自家広告物等及び自家広告物等以外		広告物等を表示し、又は設置してはならない。	

アドバルーン	自家広告物等及び自家広告物等以外	広告物等を表示し、又は設置してはならない。
--------	------------------	-----------------------

ニ (一) の表下欄ニの場合

広告物等の種類		区分		特例基準
建築物を利用する広告物等	屋上広告物	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、八メートル以下
電光掲示板等	建築物及び建築物敷地を利用するもの	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	道路の沿線に建植えするもの	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アーチ広告物		自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アドバルーン		自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。

ホ (一) の表下欄ホの場合

広告物等の種類		区分		特例基準
建築物を利用する広告物等	屋上広告物	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	壁面広告物	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	突出広告物	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、八メートル以下

電光掲示板等	建築物及び建築物敷地を利用するもの	自家広告物等	広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	道路の沿線に建植えするもの	自家広告物等	広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アーチ広告物		自家広告物等	広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アドバルーン		自家広告物等	広告物等を表示し、又は設置してはならない。

へ (一) の表下欄への場合

広告物等の種類		区分		特例基準
建築物を利用する広告物等	屋上広告物	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	壁面広告物	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、八メートル以下
	突出広告物	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、八メートル以下
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、八メートル以下
電光掲示板等	建築物及び建築物敷地を利用するもの	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	道路の沿線に建植えするもの	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アーチ広告物		自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アドバルーン		自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。

ト (一) の表下欄トの場合

広告物等の種類		区分		特例基準
建築物を	屋上広告物	自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。

利用する 広告物等				
建築物敷 地及び駐 車場内の 建植広告 物	広告板及び広告 塔	自家広告 物等	広告物等 の高さ	上端の地上からの高さは、十メートル以下
アーチ広告物		自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。
アドバルーン		自家広告物等		広告物等を表示し、又は設置してはならない。

チ (一) の表下欄チの場合

広告物等の種類		区分		特例基準
道路及び 鉄道等沿 線の建植 広告物等	道路の沿線を利用する案内広告物等	案内誘導 広告物	広告物等 の高さ	一 上端の高さは、道路面から三・九メートル以下 二 下端の高さは、道路面から一・二メートル以上
			表示面積	一 一の施設又は場所につき一面三・三平方メートル以下、かつ、合計十平方メートル以下 二 一の施設又は場所につき表示することができる看板は、一つとする。
			一つ当たりの施設又は場所に係る看板の大きさ	次のいずれかによること。 一 縦〇・八メートル、横二メートル 二 縦一・二二五メートル、横二メートル 三 縦一・六五メートル、横二メートル
			表示内容	一 案内先の名称及び方向並びに案内先までの距離を表示したものであること。 二 横書きとすること。

			<p>三 案内先の名称は、看板の最上部に表示すること。</p> <p>四 案内先の方向は、看板の右端又は左端に表示すること。</p> <p>五 案内先までの距離は、案内先の方向の下部に表示すること。</p> <p>六 地図を表示しないこと。</p>
		看板の下地の色	日本産業規格のZ八七二一に定める色相、明度及び彩度の値（以下「マンセル値」という。）が10R 2 / 2、10Y R 3 / 1、5 P B 2 / 2、5 G 2 / 2、5 R P 2 / 2又はN 2・5である色であること。
		文字の色	<p>一 案内先の名称及び方向の文字の色は、マンセル値がN 9・5以上の色であること。</p> <p>二 案内先までの距離の文字の色は、マンセル値がN 7・5の色であること。</p>
		支柱の色	マンセル値がN 1・5の色であること。
		その他の箇所の色	マンセル値がN 8以下の色であること。

別表第二（第十条、第三十一条関係）

禁止地域等における案内広告物等についての適用除外の許可の基準

区分	案内図板	案内誘導広告物
表示内容	地図、路線図又は鳥かん図を表示したものであること。	施設又は場所の名称、方向及び距離を表示したものであること。
表示面積	十五平方メートル以下	<p>一 一面二平方メートル以下、かつ、合計四平方メートル以下（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>二 一の広告物等に複数の施設又は場所を集合して表示し、又は設置す</p>

		る場合にあつては、一面十平方メートル以下、かつ、合計二十平方メートル以下。ただし、一の施設又は場所につき一面二平方メートル以下、かつ、合計四平方メートル以下
個数	特に定めない。	一の施設又は場所につき、合計三個以下
広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、五メートル以下	
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること。	
その他	一 光源の点滅がないものであること。 二 許可共通基準及び許可個別基準に適合しているものであること。	

備考 案内図板とは、公衆の利便を図るために、地図、路線図又は鳥かん図を表示するものをいう。

別表第三（第十条関係）

煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもので知事が指定するものに表示する広告物についての適用除外の許可の基準

区分		基準
条例第十三条第五項第四号関係	表示目的	宣伝の用に供するものでないこと。
	表示方法	じか書きするものであること。
	その他	許可共通基準に適合しているものであること。

別表第四（第十条関係）

適用除外の基準

区分		基準
条例第十三条第六項第一号関係	営利を目的としない講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等若しくは労働組合等の宣伝のために表示し、又は設置する広告物等	一 表示し、又は設置する期間が一月以内であること。
		二 許可共通基準に適合しているものであること。
条例第十三条第六項第三号関係	はり紙、はり札等、立看板	一 自家広告物等であること。

号関係	等及び広告旗	<p>二 表示し、又は設置する広告物の数は、自家広告物等のある敷地が道路に接している部分の長さ（メートル）を五で除して得た数に五を加えた数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）以下であること。</p> <p>三 道路に接して、立看板等又は広告旗を表示し、又は設置する場合は、相互の間隔を五メートル以上とすること。</p> <p>四 許可共通基準に適合しているものであること。</p>
-----	--------	--

注 この表に掲げる基準のほか、許可個別基準に適合しているものであること。

別表第五（第十六条、第二十条、第三十一条関係）

自家広告物等のある敷地内の総表示面積の基準

- 一 自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の総表示面積の基準（当該敷地内の建築物が商業施設等である場合を除く。）

広告物等の総表示面積	
第一種許可地域	第二種許可地域
百平方メートル以下	二百平方メートル以下

- 二 自家広告物等のある敷地内の建築物が商業施設等である場合における当該敷地内に表示し、又は設置する広告物等の総表示面積の基準

建築物の延べ面積	広告物等の総表示面積	
	第一種許可地域	第二種許可地域
二千平方メートル未満	百平方メートル以下	二百平方メートル以下
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	百五十平方メートル以下	二百五十平方メートル以下
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	二百平方メートル以下	三百五十平方メートル以下
一万平方メートル以上一万五千	二百五十平方メートル以下	四百五十平方メートル以下

平方メートル未満		
一万五千平方メートル以上	三百平方メートル以下	六百平方メートル以下

別表第六（第十七条関係）

許可等の期間

広告物等の種類	期間
広告板、広告塔、電光掲示板等、壁面広告及びこれらに類するもの並びに掲出物件並びにアーチ	三年以内
電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示するもの、工事中仮囲いに表示するもの及び車体に表示するもの	一年以内
はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーン	二月以内。ただし、表面加工のない紙を利用したものは、一月以内

別表第七（第十条、第二十条、第三十一条関係）

許可地域等における許可の基準

一 許可共通基準

広告物等の種類	第一種許可地域	第二種許可地域
すべての広告物等	<p>一 良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの</p> <p>イ 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。</p> <p>ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること。</p> <p>二 公衆に対する危害防止に関するもの</p> <p>イ 広告物等の材料は、腐食、腐朽若しくは損傷しにくいもの又は有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしたものであること。</p> <p>ロ 自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。</p>	

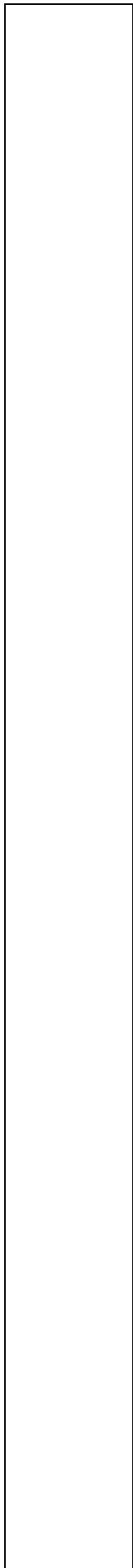
ハ 交通標識及び交通信号の類と混同せず、かつ、これらを隠さないものであること。

二 許可個別基準

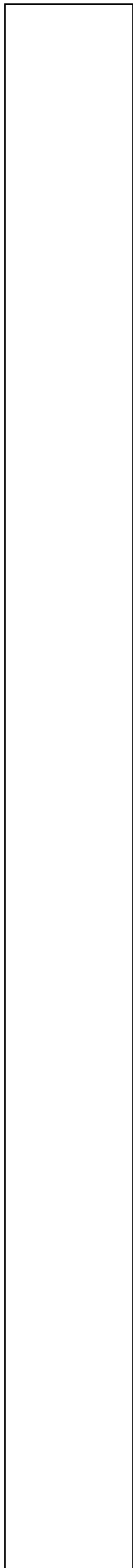
広告物等の種類		区分		第一種許可地域	第二種許可地域
建築物を利用する広告物等	屋上広告物	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の屋上からの高さは十メートル以下、かつ、建築物の高さの三分の二以下で、地上からの高さは、四十六メートル以下	上端の屋上からの高さは十五メートル以下、かつ、建築物の高さの三分の二以下で、地上からの高さは、四十六メートル以下
				階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。ただし、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一を超える場合で、広告塔等が当該屋上構造物の壁面の垂直延長面から突出していないときは、この限りでない。	
				表示面積	一面二十五平方メートル以下
		表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出していないこと。		
		自家広告物等以外	広告物等の高さ	上端の屋上からの高さは十メートル以下、かつ、建築物の高さの三分の二以下で、地上からの高さは、四十六メートル以下	上端の屋上からの高さは十五メートル以下、かつ、建築物の高さの三分の二以下で、地上からの高さは、四十六メートル以下
				階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構	

			<p>造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。ただし、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一を超える場合で、広告塔等が当該屋上構造物の壁面の垂直延長面から突出していないときは、この限りでない。</p>	
		表示面積	一面二十平方メートル以下	一面四十平方メートル以下
		表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出していないこと。	
壁面広告物	自家広告物等	表示面積	一壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の三分の一以下、かつ、一面二十五平方メートル以下	一壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の二分の一以下、かつ、一面五十平方メートル以下
		表示方法	建築物の二階以上にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないものであること。	
	自家広告物等以外	表示面積	一壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の三分の一以下、かつ、一面二十平方メートル以下	一壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の二分の一以下、かつ、一面四十平方メートル以下
		表示方法	建築物の二階以上にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないものであること。	
突出広告物	広告物等の壁面からの突出幅	壁面から一・五メートル以下、かつ、道路境界線から歩道上にあつては〇・六メートル以下、		

				車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。） にあつては〇・四五メートル以下	
		広告物等の下端の地上からの高さ		歩道上にあつては三メートル以上、車道上にあつては四・七メートル以上	
		表示方法		広告物等の上端は、取付壁面上端を超えないものとする。	
建築物敷地及び駐車場内の建植広告物	広告板及び広告塔	自家広告物等	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、十三メートル以下	上端の地上からの高さは、十五メートル以下
			表示面積	一面十五平方メートル以下。ただし、複数の事業者が共同で掲出するものにあつては、一面二十平方メートル以下	一面三十平方メートル以下。ただし、複数の事業者が共同で掲出するものにあつては、一面四十平方メートル以下
		自家広告物等以外		道路及び鉄道等沿線の建植広告物等の許可の基準によること。	
道路及び鉄道等沿線の建植広告物等	道路の沿線を利用する広告板及び広告塔	道路境界線からの距離		五メートル以上。ただし、交差点等の外縁から五メートル以上とすること。	特に定めない。ただし、交差点等の外縁から五メートル以上とすること。
		広告物等の高さ及び表示面積		一 道路からの距離が五メートル以上十メートル未満である場合 イ 上端の地上からの高さは、五メートル以下 ロ 表示面積は、一面三・三平方メートル以下、かつ、合計	一 道路からの距離が五メートル未満である場合 イ 上端の地上からの高さは、五メートル以下 ロ 表示面積は、一面三・三平方メートル以下、かつ、合計



六・六平方メートル 以下	六・六平方メートル 以下
二 道路からの距離が 十メートル以上二十 メートル未満である 場合	二 道路からの距離が 五メートル以上十メ ートル未満である場 合
イ 上端の地上から の高さは、五メート ル以下	イ 上端の地上から の高さは、五メート ル以下
ロ 表示面積は、一面 七平方メートル以 下、かつ、合計十四 平方メートル以下	ロ 表示面積は、一面 七平方メートル以 下、かつ、合計十四 平方メートル以下
三 道路からの距離が 二十メートル以上三 十メートル未満であ る場合	三 道路からの距離が 十メートル以上二十 メートル未満である 場合
イ 上端の地上から の高さは、五メート ル以下	イ 上端の地上から の高さは、五メート ル以下
ロ 表示面積は、一面 十五平方メートル 以下、かつ、合計三 十平方メートル以 下	ロ 表示面積は、一面 十五平方メートル 以下、かつ、合計三 十平方メートル以 下
四 道路からの距離が 三十メートル以上四 十メートル未満であ る場合	四 道路からの距離が 二十メートル以上三 十メートル未満であ る場合



	<p>イ 上端の地上からの高さは、七メートル以下</p> <p>ロ 表示面積は、一面二十平方メートル以下、かつ、合計四十平方メートル以下</p>	<p>イ 上端の地上からの高さは、七メートル以下</p> <p>ロ 表示面積は、一面二十平方メートル以下、かつ、合計四十平方メートル以下</p>
	<p>五 道路からの距離が四十メートル以上である場合</p>	<p>五 道路からの距離が三十メートル以上四十メートル未満である場合</p>
	<p>イ 上端の地上からの高さは、十メートル以下</p> <p>ロ 表示面積は、一面三十平方メートル以下、かつ、合計六十平方メートル以下</p>	<p>イ 上端の地上からの高さは、九メートル以下</p> <p>ロ 表示面積は、一面二十五平方メートル以下、かつ、合計五十平方メートル以下</p>
		<p>六 道路からの距離が四十メートル以上である場合</p> <p>イ 上端の地上からの高さは、十メートル以下</p> <p>ロ 表示面積は、一面三十平方メートル以下、かつ、合計六十平方メートル以下</p>

			十平方メートル以下
	広告物等の相互間の距離		五メートル以上
	表示方法		形状は、く形を原則とする。
鉄道等の沿線を利用する広告板及び広告塔	鉄道等からの距離		五十メートル以上
	広告物等の高さ		上端の地上からの高さは、十メートル以下
	表示面積		一面三十平方メートル以下、かつ、合計六十平方メートル以下
	広告物等の相互間の距離		三十メートル以上
	表示方法		形状は、く形を原則とする。
道路の沿線を利用する案内広告物等	案内図版	案内図版とは、別表第二備考に規定する案内図版をいう。	
		広告物の高さ	上端の地上からの高さは、五メートル以下
		表示面積	十五平方メートル以下
		表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
	案内誘導広告物	範囲及び個数	一 案内誘導しようとする目的地からの直線距離は、十キロメートル以下 二 一つの交差点等の付近において一目的地につき三個以下
		当該交差点等からの距離	交差点等からの距離は、五メートル以上
		広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、五メートル以下
	表示面積	一 一面三・三平方メートル以下、かつ、合計六・六平方メートル以下（次号に該当する場	

				合を除く。) 二 一の広告物等に複数の施設又は場所を集合して表示し、又は設置する場合にあっては、一面十平方メートル以下、かつ、合計二十平方メートル以下。ただし、一の施設又は場所につき一面三・三平方メートル以下、かつ、合計六・六平方メートル以下
			表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
工作物等を利用する広告物等	塀を利用する広告物	自家広告物等	表示面積	一面十五平方メートル以下
			表示方法	一 塀にじか付け又はじか書きとすること。 二 壁面の外郭線から突出しないこと。
	自家広告物等以外	表示面積	一面二平方メートル以下	
		表示方法	一 塀にじか付け又はじか書きとすること。 二 壁面の外郭線から突出しないこと。 三 交差点等からの距離は、五メートル以上であること。	
アーケードを利用する広告物	広告物の高さ	下端の地上からの高さは、歩道上アーケードにあっては二・五メートル以上、全蓋アーケードにあっては四・七メートル以上		
	表示面積	歩道上アーケードにあっては〇・五平方メートル以下、全蓋アーケードにあっては一平方メートル以下		
	その他	道路管理者が定めるアーケード設置許可条件に適合するものであること。		
バス停留所の上屋を利用する広告物	表示方法等	道路上にあっては、道路管理者が定める道路占用の基準に適合するものであること。		
電光掲示板	建築物及び建	電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる広告		

等	建築物敷地を利用するもの	物等をいう。電光掲示板等に該当する場合は、すべてこの基準によるものとし、他の広告物等と一体として表示し、又は設置する場合は、電光掲示板等の部分については、この基準を満たし、かつ、全体として他の広告物等の基準にも適合しているものであること。		
		広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、七メートル以下。ただし、建植えする場合は、五メートル以下	上端の地上からの高さは、十三メートル以下
		電光部分表示面積	<p>一 建築物の壁面から突き出して設置する場合は、三平方メートル以下、かつ、合計六平方メートル以下</p> <p>二 前号に該当する場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところによる。</p> <p>イ 道路からの距離が五メートル未満の場合 一面三平方メートル以下、かつ、合計六平方メートル以下</p> <p>ロ 道路からの距離が五メートル以上十メートル未満の場合 六平方メートル以下、かつ、合計十二平方メートル以下</p> <p>ハ 道路からの距離が十メートル以上の場合 十二平方メートル以下、かつ、合計二十四平方メートル以下</p>	
	表示方法	交差点等の外縁からの距離は、二十メートル以上であること。ただし、表示面積が一平方メートル以下のものを除く。		
の	道路の沿線に建植えするもの	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、五メートル以下	上端の地上からの高さは、十三メートル以下
		道路境界線からの距離	十メートル以上	五メートル以上

		離		
		電光部分表示面積	一面六平方メートル以下、かつ、合計十二平方メートル以下	一 道路からの距離が五メートル以上、十メートル未満の場合 六平方メートル以下、かつ、合計十二平方メートル以下 二 道路からの距離が十メートル以上の場合 十二平方メートル以下、かつ、合計二十四平方メートル以下
		表示方法	一 交差点等の外縁からの距離は、二十メートル以上であること。 二 広告物等の相互間の距離は、五メートル以上であること。	
	アーチ広告物	広告物等の高さ	下端の地上からの高さは、歩道上にあつては三メートル以上、車道上にあつては四・七メートル以上	
電柱を利用する広告物	巻付広告物	個数	柱一本につき二個以下	
		広告物の高さ	下端の地上からの高さは、一・二メートル以上	
		長さ	上端から下端までの長さは、一・五メートル以下	
	袖付広告物	個数	柱一本につき一個	
		広告物の高さ	下端の地上からの高さは、三メートル以上。ただし、車道上にあつては、四・七メートル以上	
		出幅	〇・六メートル以下	
		長さ	上端から下端までの長さは、一・二メートル以下	

		下
	表示方法	広告物の掲出方向は、歩車道の区別のある道路にあっては、歩道側とすること。
街灯柱を利用する広告物	表示目的	商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること。
	個数	柱一本につき一個
	広告物の高さ	下端の地上からの高さは、歩道上にあっては三メートル以上、車道上にあっては四・七メートル以上
	表示面積	一面〇・三平方メートル以下、かつ、合計〇・六平方メートル以下
	出幅	〇・六メートル以下
消火栓標識を利用する広告物	表示目的	案内広告物等を表示するためのものであること。
	広告物の高さ	下端の地上からの高さは、歩道上にあっては三メートル以上、車道上にあっては四・七メートル以上
	大きさ	縦〇・四メートル以下、横〇・八メートル以下
バス停留所標識を利用する広告物	個数	一個
	表示面積	バス停留所標識の表示板の一面の面積の三分の一以下
工事用仮囲いを利用する広告物等	表示内容	一 工事中の物件に関するものであること。 二 当該工事に係る施工者、発注者又は販売者が工事中の物件に関する内容を表示したものであること。
	表示面積	許可個別基準の自家広告物等の基準を準用すること。
	表示方法	一 仮囲いにじか付け又はじか書きとすること。

		二 仮囲いの外郭線から突出しないこと。
電車又は自動車に表示する広告物	表示位置	車体の窓及びドア等のガラス部分並びに前面には表示しないこと。
	表示方法	一 緊急自動車と紛らわしくないものであること。 二 運転者をげん感させるおそれのある発光、色彩又は素材を用いたものでないこと。
置看板	広告物等の高さ	上端の地上からの高さは、二メートル以下
	表示面積	一面二平方メートル以下
	表示方法	道路上に突出しないこと。
	その他	自家広告物等であること。
はり紙	枚数	一面に同一のもの四枚以下
	表示面積	一・五平方メートル以下
はり札等	個数	一面に同一のもの四個以下
	表示面積	〇・五平方メートル以下
立看板等及び広告旗	大きさ	縦一・八メートル以下、横〇・九メートル以下
	表示方法	一 六本以上表示する場合は、相互の間隔を五メートル以上とすること。 二 道路上に突出しないこと。
広告幕(懸垂幕又は横断幕の類をいう。)	個数	一 建築物の壁面に表示する懸垂幕の個数は、一壁面四個以下 二 支柱等を利用して表示する懸垂幕の個数は、一支柱二個以下
	広告物等の高さ	横断幕の下端の地上からの高さは、歩道上にあつては二・五メートル以上、道路上にあつては四・七メートル以上
	大きさ	一 懸垂幕は、幅一・二メートル以下、長さ十五メートル以下 二 横断幕は、幅〇・九メートル以下

	表示方法	懸垂幕及び横断幕の外周に風圧に耐える措置をすること。
アドバルーン	規格等	アドバルーンを利用する広告物は、長さ十五メートル以下、幅一・五メートル以下の布片に表示し、主綱に緊結すること。
	表示方法	気球部に表示する場合は、じか書きとすること。

別記様式第1号（第3条、第11条、第26条関係）
第1面（規格A4）

屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）							
年 月 日							
群馬県		土木事務所長 あて					
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）							

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）							

電 話（ ） —							

<p style="text-align: center;">第7条第1項 群馬県屋外広告物条例第13条第4項の規定により、次のとおり表示（設置）したいので許可し 第13条第5項 てください。</p>							
1 広告物等の種類	・自家広告物 ・自家広告物以外 ・左記の両方（いずれかを○で囲むこと。）						
2 規格 （高さは、広告物の 接地面から広告物 の上端までの高さ を記入すること。）	広告物の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	面積(m ²)	数量	合計面積(m ²)
3 表示（設置）場所 （町名地番）							
4 用途地域							
5 地域区分	・禁止地域 ・第 種許可地域 ・() 景観誘導地域 ・() 地区						
6 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで						
群馬県証紙貼付欄 （消印しないこと。）							
※許可の種類	・許可地域における許可・禁止地域における適用除外の許可・禁止物件の適用除外の許可						
※許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで					※手数料 円	
※許可の条件							

第2面（規格A4）

7 道路占用許可	年 第	月	日 号	8 工作物確認 〔高さ4mを 超えるもの〕	要 ・ 不要
9 自家広告物のある敷地内の既設広告物	広告物等の種類		個数	面積（㎡）	
10 自家広告物のある敷地内の建築物の延べ面積	㎡				
11 表示（設置）の概要	道路・鉄道等の沿線利用の場合 広告物相互間（他の広告物からの）距離 m			屋上に表示（設置）する場合 建築物の高さ m	
	道路・鉄道等からの距離 （路線名： 交差点等からの距離 ） m			壁面に表示（設置）する場合 突出幅 m	
12 屋外広告物管理者	住所				
	氏名	資格			
	所属	電話（ ） —			
13 施工者等	住所（所在地）		電話（ ） —		
	氏名（名称・代表者）		屋外広告業登録番号 群広（ ）第 号		
	住所（所在地）		電話（ ） —		
	氏名（名称・代表者）		屋外広告業登録番号 群広（ ）第 号		
14 添付書類	<p>(1) 表示する場所と付近の状況がわかる見取図及びカラー写真（撮影3か月以内）</p> <p>(2) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面</p> <p>(3) 広告物等の色彩、意匠及び面積を明らかにした図面</p> <p>(4) 建築物を利用する広告物等の場合は、当該建築物と広告物等の位置関係、壁面等の形状及び面積、当該建築物を利用した既存の広告物等の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真</p> <p>(5) 自家広告物の場合は、他の自家広告物の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真</p> <p>(6) 道路、鉄道等の沿線に表示する広告物の場合は、表示場所から道路、交差点、鉄道等の境界線までの距離及び付近の交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面</p> <p>(7) 他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書</p> <p>(8) 商業施設等で広告物等の総表示面積が、第1種許可地域で100㎡、第2種許可地域で200㎡を超えて表示し、又は設置する場合は、建築物の延べ面積を明らかにする書類</p>				

注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 10は、商業施設等で広告物等の総表示面積が、第1種許可地域で100㎡、第2種許可地域で200㎡を超えて表示し、又は設置する場合に記入すること。

3 12の資格欄は、表示面積が1面30㎡以上の屋上広告物のときに記入すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

5 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書に添えて提出すること（この用紙を片面使用する場合は、第一面の裏面に貼付すること。）。

別記様式第2号（規格A4）（第3条、第11条関係）

屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）			
年 月 日			
群馬県	土木事務所長 あて		
	住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		

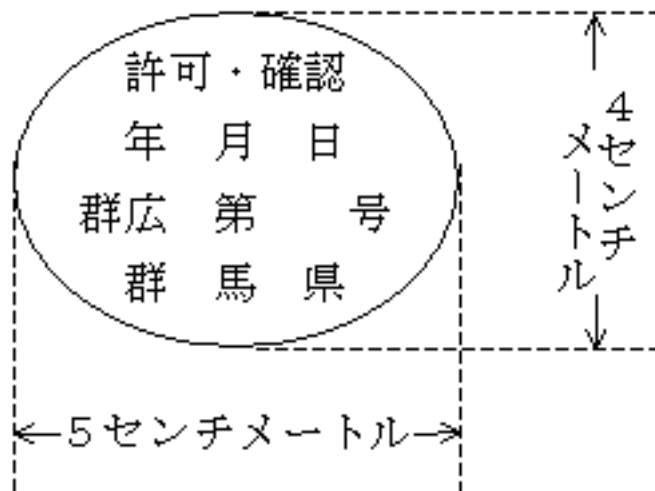
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		

	電話（ ） _____		
群馬県屋外広告物条例第7条第1項 第13条第4項の規定により、次のとおり表示（設置）したいので許可してください。			
1 広告物等の種類	・はり紙 ・はり札 ・立看板 ・広告旗 ・広告幕 ・アドバルーン （いずれかを○で囲むこと。）		
2 表示（設置）個（枚）数	個（枚）	3 表示（設置）1個（枚）の面積	㎡（ m × m ）
4 表示（設置）場所			
5 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで	か月間	
6 施工者の住所及び氏名			
7 道路占用許可	年 月 日号 第	8 工作物確認 〔高さ4mを〕 〔超えるもの〕	要 ・ 不要
9 添付書類	(1) はり紙の場合は、①表示場所が複数の土木事務所の管内にわたるときは土木事務所別表示内訳書 ②はり紙1枚 (2) はり札、立看板、広告旗、広告幕又はアドバルーンの場合は、①形状、材料、構造、色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 ②表示場所とその付近の見取図 ③他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書		
※ 許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	か月間	
※ 許可の条件			
群馬県証紙貼付欄（消印しないこと。）	※手数料		※許可印欄
	円		
	※受付		
	年 月 日号 第		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

別記様式第3号 (第3条関係)

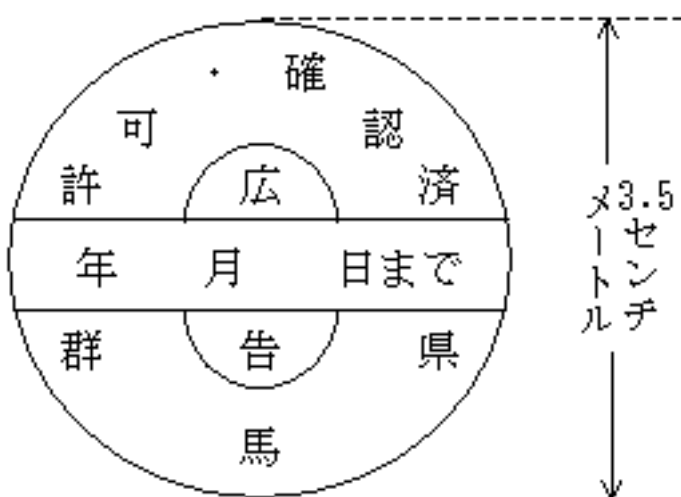
許可・確認印



注 「群広」と「第」の間に所轄土木事務所のかしら字を入れること（別記様式第5号及び別記様式第10号において同じ。）。

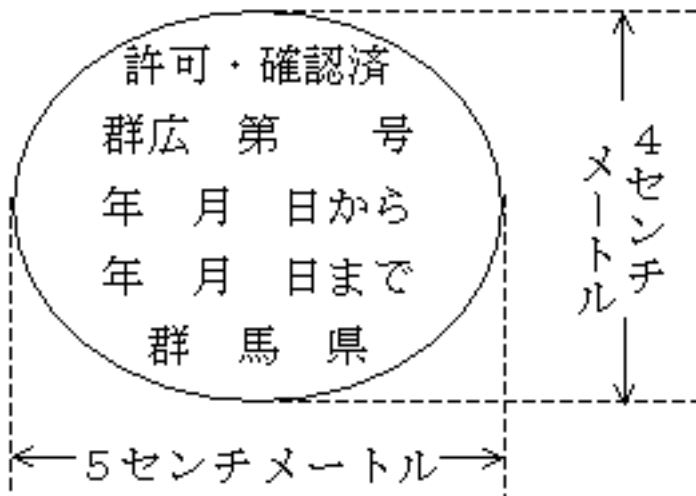
別記様式第4号 (第3条、第20条の2関係)

許可・確認済標識

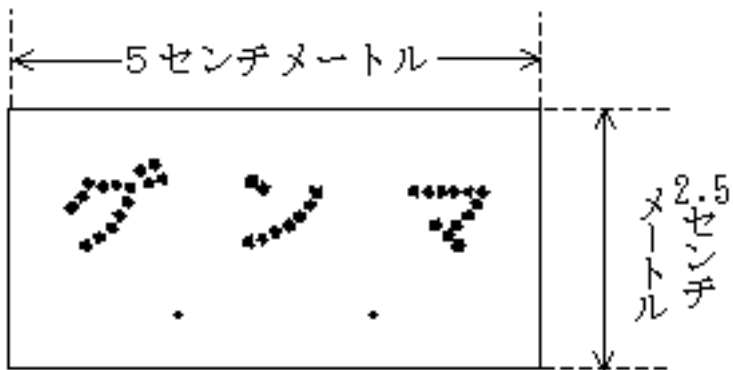


別記様式第5号 (第3条、第20条の2関係)

許可・確認済印



別記様式第6号 (第3条、第7条、第20条の2関係)



- 注1 文字等は、打抜きとすること。
- 注2 下段は、許可等の期限の終期を「8.10.1」等と打ち抜くこと。

屋外広告物表示（設置）完了届出書

年 月 日

群馬県 土木事務所長 あて

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

群馬県屋外広告物条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可を受けた広告物等の表示（設置）が完了したので届け出ます。

完了年月日	年 月 日
表示(設置)場所	
広告物等の種類	
広告物等の数量	
許可年月日 許可番号	年 月 日 群広（ ）第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第8号（第7条、第12条関係）
第1面（規格A4）

屋外広告物表示（設置）届出書（長期の広告物用）							
年 月 日							
群馬県		土木事務所長 あて					
		住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）					
		氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
		電話（ ） —					
群馬県屋外広告物条例第9条第11項第13条第7項の規定により、次のとおり表示（設置）したいので届け出ます。							
1 広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 自家広告物 <input type="checkbox"/> 自家広告物以外 <input type="checkbox"/> 左記の両方 （いずれかを○で囲むこと。）						
2 規 格	広告物の種類 [高さは、広告物の接地面から広告物の上端までの高さを記入すること。]	高さ (m)	縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	数 量	合計面積 (㎡)
3 表示(設置)場所 (町名地番)							
4 用途地域							
5 地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 第 種許可地域 <input type="checkbox"/> () 景観誘導地域 <input type="checkbox"/> () 地区						
6 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで						
7 道路占用許可	年 月 日号	8 工作物確認 〔高さ4mを〕 〔超えるもの〕				要 ・ 不要	
※届出の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
※届出の条件							

第2面（規格A4）

9 既設の広告物 (他者のものも含む。)	広告物等の種類	個 数	面 積 (㎡)
10 表示(設置)の概要	道路・鉄道等の沿線利用の場合 広告物相互間（他の広告物からの）距離 m 道路・鉄道等からの距離 m （路線名： ） 交差点等からの距離 m		屋上に表示（設置）する場合 建築物の高さ m 壁面に表示（設置）する場合 突出幅 m
11 屋外広告物の管理者	住 所		
	氏 名	資 格	
	所 属	電 話 () —	
12 施工者等	住所（所在地）	電 話 () —	
	氏名（名称・代表者）	屋外広告業登録番号	群広 () 第 号
	住所（所在地）	電 話 () —	
	氏名（名称・代表者）	屋外広告業登録番号	群広 () 第 号
13 添付書類	(1) 表示する場所と付近の状況がわかる見取図及びカラー写真（撮影3か月以内） (2) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (3) 広告物等の色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 (4) 建築物を利用する広告物等の場合は、当該建築物と広告物等の位置関係、壁面等の形状及び面積、当該建築物を利用した既存の広告物等の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真 (5) 自家広告物の場合は、他の自家広告物の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真 (6) 道路、鉄道等の沿線に表示する広告物の場合は、表示場所から道路、交差点、鉄道等の境界線までの距離及び付近の交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面 (7) 他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書		

注1 届出者は、届出をしようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が届出を行うこと。

2 11の資格欄は、表示面積が1面30㎡以上の屋上広告物のときに記入すること。

3 ※の欄は、記入しないこと。

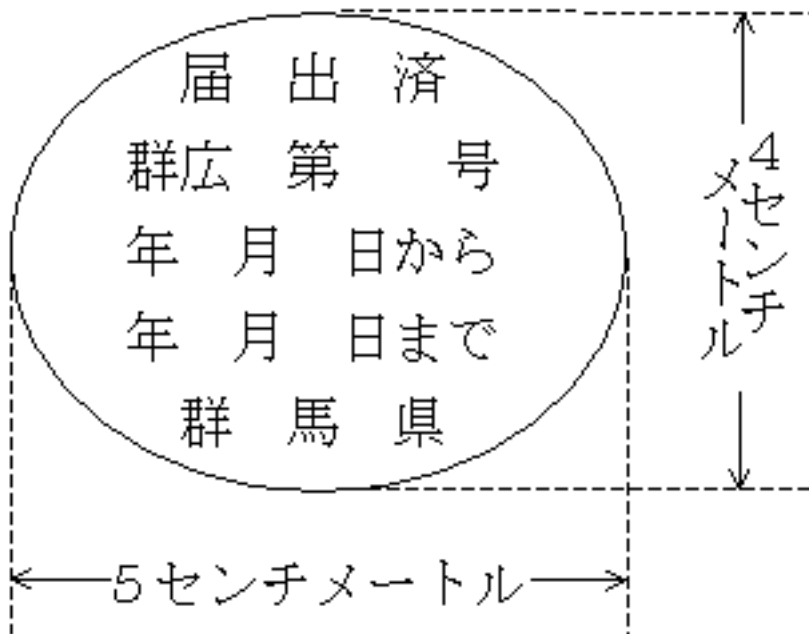
別記様式第9号（規格A4）（第7条、第12条関係）

屋外広告物表示（設置）届出書（短期の広告物用）			
年 月 日			
群馬県		土木事務所長 あて	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
電話（ ） —			
群馬県屋外広告物条例第9条第11項第13条第7項の規定により、次のとおり表示（設置）したいので届け出ます。			
1 広告物等の種類	・はり紙 ・はり札・立看板 ・広告旗 ・広告幕 ・アドバルーン (いずれかを○で囲むこと。)		
2 表示(設置)個(枚)数	個(枚)	3 表示(設置)1個(枚)の面積	㎡(m × m)
4 表示(設置)場所			
5 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
6 施工者の住所及び氏名			
7 道路占用許可	年 月 日号 第	8 工作物確認 〔高さ4mを〕 〔超えるもの〕	要 ・ 不要
9 添付書類	(1) はり紙の場合は、①表示場所が複数の土木事務所の管内にわたるときは土木事務所別表示内訳書 ②はり紙1枚 (2) はり札、立看板、広告旗、広告幕又はアドバルーンの場合は、①形状、材料、構造、色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 ②表示場所とその付近の見取図 ③他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書		
※届出の条件		※受付	※届出済印欄
		年 月 日 第 号	

- 注1 届出者は、届出をしようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が届出を行うこと。
- 2 表示（設置）期間は、原則として、許可期間に準ずるものとする。ただし、条例第13条第3項第10号に規定する政治団体の場合は、4月以内とする。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

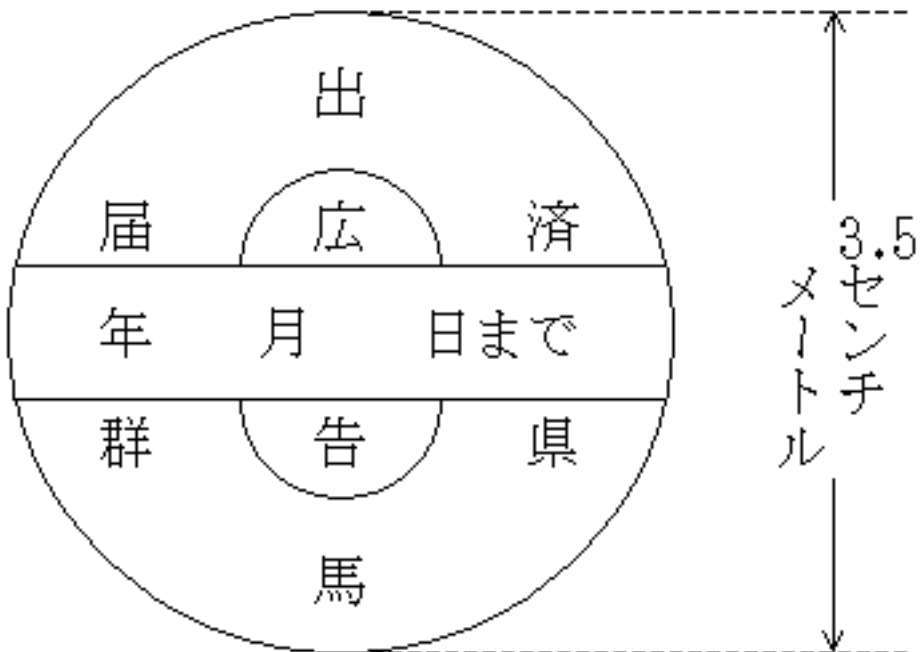
別記様式第10号 (第7条関係)

届 出 済 印



別記様式第11号 (第7条関係)

届 出 済 標 識



別記様式第12号（第9条関係）
第1面（規格A4）

屋外広告物確認申請書（長期の広告物用）							
年 月 日							
群馬県	土木事務所長 あて 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） _____ 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） _____ 電話（ ） _____						
群馬県屋外広告物条例第10条第5項の規定による確認を受けたいので申請します。							
1 広告物等の種類	・自家広告物 ・自家広告物以外 ・左記の両方 （いずれかを○で囲むこと。）						
2 規 格	広告物の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	面積(m ²)	数量	合計面積(m ²)
{ 高さは、広告物の接地面から広告物の上端までの高さを記入すること。 }							
3 表示(設置)場所 (町名地番)							
4 地域区分	・第1種許可地域 ・第2種許可地域						
5 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで						
群馬県証紙貼付欄 (消印しないこと。)							
※確認の期間	年 月 日から 年 月 日まで					※手数料 円	
※確認の条件							

第2面（規格A4）

6 道路占用許可	年 月 日号	7 工作物確認 〔高さ4mを〕 〔超えるもの〕	要 ・ 不要
8 自家広告物のある敷地内の既設広告物 (他者のものも含む。)	広告物等の種類	個 数	面積 (㎡)
9 表示(設置)の概要	道路・鉄道等の沿線利用の場合 広告物相互間(他の広告物からの)距離 m 道路・鉄道等からの距離 m (路線名:) 交差点等からの距離 m	屋上に表示(設置)する場合 建築物の高さ m 壁面に表示(設置)する場合 突出幅 m	
10 屋外広告物管理者	住 所		
	氏 名		資格
	所 属		電話() —
11 施工者等	住所(所在地)		電話() —
	氏名(名称・代表者)	屋外広告業登録番号	群広()第 号
	住所(所在地)		電話() —
	氏名(名称・代表者)	屋外広告業登録番号	群広()第 号
12 添付書類	(1) 表示する場所と付近の状況がわかる見取図及びカラー写真(撮影3か月以内) (2) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (3) 広告物等の色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 (4) 建築物を利用する広告物等の場合は、当該建築物と広告物等の位置関係、壁面等の形状及び面積、当該建築物を利用した既存の広告物等の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真 (5) 自家広告物の場合は、他の自家広告物の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真 (6) 道路、鉄道等の沿線に表示する広告物の場合は、表示場所から道路、交差点、鉄道等の境界線までの距離及び付近の交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面 (7) 他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書		

注1 申請者は、確認を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 10の資格欄は、表示面積が1面30㎡以上の屋上広告物のときに記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書に添えて提出すること(この用紙を片面使用する場合は、第一面の裏面に貼付すること)。

別記様式第13号（規格A4）（第9条関係）

屋外広告物確認申請書（短期の広告物用）			
		年 月 日	
群馬県	土木事務所長 あて		
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	電話（ ） —		
群馬県屋外広告物条例第10条第5項の規定による確認を受けたいので申請します。			
1 広告物等の種類	・はり紙 ・はり札 ・立看板 ・広告旗 ・広告幕 ・アドバルーン（いずれかを○で囲むこと。）		
2 表示（設置）個（枚）数	個（枚）	3 表示（設置）1個（枚）の面積	㎡（ m × m）
4 表示（設置）場所			
5 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
6 施行者の住所及び氏名			
7 道路占用許可	年 月 日号 第	8 工作物確認 〔高さ4mを 超えるもの〕	要 ・ 不要
9 添付書類	(1) はり紙の場合は、①表示場所が複数の土木事務所の管内にわたるときは土木事務所別表示内訳書 ②はり紙1枚 (2) はり札、立看板、広告旗、広告幕又はアドバルーンの場合は、①形状、材料、構造、色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 ②表示場所とその付近の見取図 ③他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書		
※確認の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
群馬県証紙貼付欄（消印しないこと。）	※受付 年 月 日号 第		※許可・確認 印欄

注1 申請者は、確認を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

別記様式第14号（第12条関係）
第1面（規格A4）

屋外広告物表示（設置）協議書							
							年 月 日
群馬県		土木事務所長 あて					
		住所					
		団体名					
		代表者職氏名					
		電話（ ） —					
群馬県屋外広告物条例第13条第7項の規定により、次のとおり表示（設置）したいので協議します。							
1 広告物等の種類							
2 規格 〔高さは、広告物の接地面から広告物の上端までの高さを記入すること。〕	広告物の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	面積(m ²)	数量	合計面積(m ²)
3 表示(設置)場所 (町名地番)							
4 地域区分	・禁止地域 ・第 種許可地域 ・() 景観誘導地域 ・() 地区						
5 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで						
6 道路占用許可	年 第	月	日号	7 工作物確認 〔高さ4mを〕 〔超えるもの〕		要 ・ 不要	
8 既設の広告物	広告物等の種類		個 数		面 積 (m ²)		

第2面（規格A4）

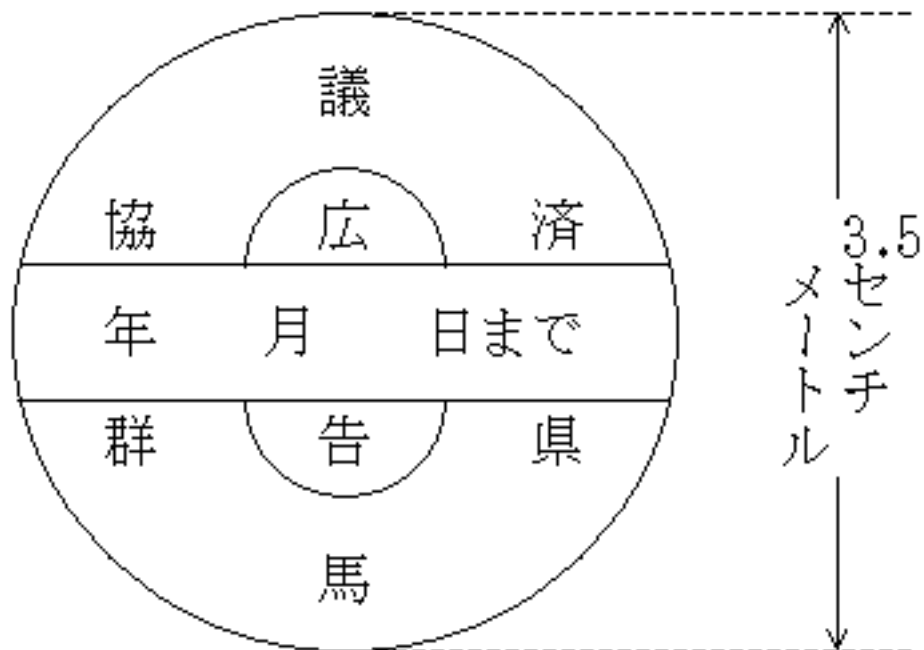
<p>9 表示(設置)の概要</p>	<p>道路・鉄道等の沿線利用の場合 広告物相互間（他の広告物からの）距離 m 道路・鉄道等からの距離 m （路線名： ） 交差点等からの距離 m</p>	<p>屋上に表示（設置）する場合 建築物の高さ m 壁面に表示（設置）する場合 突出幅 m</p>
<p>10 屋外広告物管理者</p>	<p>住所 氏名 所属</p>	<p>資格 電話（ ） —</p>
<p>11 施工者等</p>	<p>住所（所在地） 氏名（名称・代表者） 住所（所在地） 氏名（名称・代表者）</p>	<p>電話（ ） — 屋外広告業登録番号 群広（ ）第 号 電話（ ） — 屋外広告業登録番号 群広（ ）第 号</p>
<p>12 添付書類</p>	<p>(1) 表示する場所と付近の状況がわかる見取図及びカラー写真（撮影3か月以内） (2) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (3) 広告物等の色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 (4) 建築物を利用する広告物等の場合は、当該建築物と広告物等の位置関係、壁面等の形状及び面積、当該建築物を利用した既存の広告物等の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真 (5) 自家広告物の場合は、他の自家広告物の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真 (6) 道路、鉄道等の沿線に表示する広告物の場合は、表示場所から道路、交差点、鉄道等の境界線までの距離及び付近の交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面 (7) 他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書</p>	

注1 申請者は、協議をしようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 10の資格欄は、表示面積が1面30㎡以上の屋上広告物のときに記入すること。

別記様式第15号 (第12条関係)

協 議 濟 標 識



屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>																					
群馬県	土木事務所長 あて 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） <hr/> 電話（ ） —																				
群馬県屋外広告物条例第18条第1項の規定により、次のとおり更新したいので許可してください。																					
1 前回許可事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">広告物等の種類</td> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> ・広告板 ・案内誘導 ・広告塔 ・屋上 ・壁面 ・塀 ・巻付 ・袖付 ・車体 ・その他（ ） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表示（設置） 個数</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">個</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">表示（設置） 面積</td> <td style="width: 50%; text-align: right; padding: 5px;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許可年月日 許可番号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">群広（ ）第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許可の期間</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表示（設置） 場所</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">市 郡</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">町 村</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">大字 番地 方</td> </tr> </table>	広告物等の種類	・広告板 ・案内誘導 ・広告塔 ・屋上 ・壁面 ・塀 ・巻付 ・袖付 ・車体 ・その他（ ）			表示（設置） 個数	個	表示（設置） 面積	㎡	許可年月日 許可番号	年 月 日	群広（ ）第 号		許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 間		表示（設置） 場所	市 郡	町 村	大字 番地 方
広告物等の種類	・広告板 ・案内誘導 ・広告塔 ・屋上 ・壁面 ・塀 ・巻付 ・袖付 ・車体 ・その他（ ）																				
表示（設置） 個数	個	表示（設置） 面積	㎡																		
許可年月日 許可番号	年 月 日	群広（ ）第 号																			
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 間																			
表示（設置） 場所	市 郡	町 村	大字 番地 方																		
2 更新事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">期 間</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 間</td> </tr> </table>	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 間																	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 間																			
3 その他必要事項																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">群馬県証紙貼付欄（消印しないこと。）</td> <td style="padding: 5px;">※手数料 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">※許可印欄</td> </tr> </table>		群馬県証紙貼付欄（消印しないこと。）	※手数料 円		※許可印欄																
群馬県証紙貼付欄（消印しないこと。）	※手数料 円																				
	※許可印欄																				
※受付 年 月 日 第 号																					

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

<p>屋外広告物変更（改造）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県 土木事務所長 あて</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話（ ） —</p> <p>群馬県屋外広告物条例第19条第1項の規定により、次のとおり変更（改造）したので許可してください。</p>			
<p>1 前回許可事項</p>	<p>広告物等の種類</p>		
	<p>表示（設置） 個数及び1個の面積</p>	<p>個 m²</p>	<p>※手数料 円</p>
	<p>許可年月日 許可番号</p>	<p>年 月 日</p>	<p>群広（ ）第 号</p>
	<p>許可の期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>	<p>年 月 間</p>
	<p>表示（設置） 場所</p>	<p>市 郡 町 村 大字</p>	<p>番地 方</p>
<p>2 変更（改造）しようとする事項</p>			
<p>3 変更（改造）しようとする理由</p>			

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第18号の2 (第20条の3関係)

点 検 済 標 識	
点検日	
点検者	
連絡先	

群馬県

7センチメートル

3.5
メ
ー
ト
ル
セ
ン
チ

別記様式第18号の3 (規格A4) (第20条の3関係)
屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

群馬県 土木事務所長 あて

報告者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他			
設置場所				
点検年月日	年 月 日			
点検者	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称			
点検箇所	点検項目	異常の有・無	改善の概要	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品）の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

- 注1 複数の広告物等を表示する場合は、広告物1基ごとに作成すること。
 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。
 3 点検者の資格を証明する書面の写しを添付すること。

屋外広告物除却（滅失）届出書

年 月 日

群馬県

土木事務所長 あて

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

群馬県屋外広告物条例第23条第2項
第31条第3項の規定により、次のとおり除却（滅失）しました。

1 許可事項	広告物等の種類			
	表示（設置） 個（枚）数	個（枚）		
	許可年月日 許可番号	年 月 日	群広（ ）第	号
	許可の期間	年 月 日から	年 月	間
	表示（設置） 場所	市 郡	町 村 大字	番地 方
2 除却（滅失） 事項	年 月 日	年	月	日
	除却（滅失） 個（枚）数	個（枚）	許可の残数	個（枚）
	理由			

表

<p>身 分 証 明 書 No.</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙等を除却する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県知事 印</p>	<p>6 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p>9 センチメートル</p>	

裏

<p>屋外広告物法（抜すい）</p> <p>（違反に対する措置）</p> <p>第7条（略）</p> <p>4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。</p> <p>二 管理されずに放置されていることが明らかなどとき。</p>

受 領 書

年 月 日

群馬県知事 あて

返還を受けた者

住 所

氏 名

下記のとおり広告物等（又は現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物 等	番号	
	名称又は種類	
	数量	
(返還を受けた金額)		

表

<p>身 分 証 明 書 No.</p> <p>所 属</p> <p>職</p> <p>氏 名</p> <p>この者は、群馬県屋外広告物条例第28条の規定による立入検査の職務を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">群馬県知事 印</p>	<p>6センチメートル</p>
<p>9センチメートル</p>	

裏

<p>群馬県屋外広告物条例（抜粋）</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第28条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書 年 月 日									
群馬県	土木事務所長 あて 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） _____ 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） _____ 電話（ ） _____								
第1項 群馬県屋外広告物条例第31条第2項の規定により、次のとおり管理する者（表示 第4項 する者・設置する者）を設置（変更）しましたので届け出ます。									
1 許可事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">許可年月日 許可番号</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">群広（ ）第</td> <td style="width: 20%;">号</td> </tr> <tr> <td>表示（設置） 場所</td> <td>市 郡</td> <td>町 村</td> <td>大字 番地 方</td> </tr> </table>	許可年月日 許可番号	年 月 日	群広（ ）第	号	表示（設置） 場所	市 郡	町 村	大字 番地 方
許可年月日 許可番号	年 月 日	群広（ ）第	号						
表示（設置） 場所	市 郡	町 村	大字 番地 方						
2 管理者（表示者・設置者）設置	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） _____ 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） _____								
3 資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者 ・建築士法第2条第2項に規定する1級建築士 ・電気工事士法第4条の2第1項に規定する特殊電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者 								
4 変更年月日	年 月 日								
5 管理者（表示者・設置者）変更	新	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）							
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）							
	旧	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）							
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）							
6 資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者 ・建築士法第2条第2項に規定する1級建築士 ・電気工事士法第4条の2第1項に規定する特殊電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者 								

注 資格を証する証書等の写しを添付すること。

別記様式第23号（規格A4）（第27条関係）

(第1面)

群馬県証紙

貼付欄

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 〕

担当者名 ()

電話番号 ()

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、群馬県屋外広告物条例第32条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	群広()第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 及び生年月日		〔 法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日 〕 生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人	
〔 法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日 〕			
住 所		郵便番号 (-)	
〔 法人にあつては主たる事務所の所在地 〕		電話番号 () -	
主たる業務の内容			

以下の欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄				手数料

(第2面)

1 群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の フリガナ 名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者のフリガナ 氏名	資格名及び 交付番号等	摘 要
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職 名		フリ 氏 ガナ 名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリ 氏 ガナ 名 及び生年月日 〔法人にあつては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住 所 〔法人にあつては 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号 (-) 電話番号 () -		

(第3面)

5 法定代理人が法人である場合のその役の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
			
			
			
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録(届出) 年 月 日	登録(届出)番号
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				

備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能検定合格者、職業訓練修了者（広告美術仕上げに係るもの）等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。
- 群馬県証紙が複数枚にわたる場合は、この申請書の裏面に貼付すること（この用紙を片面利用する場合は、第1面の裏面に貼付すること。）。
- 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書の裏面に貼付すること（この用紙を片面利用する場合は、第1面の裏面に貼付すること。）。

誓 約 書

登録申請者として、群馬県屋外広告物条例第32条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

群馬県知事 あて

別記様式第25号（第27条関係）（規格A4）

登録申請者		<input type="checkbox"/> 法人の役員 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人（法人）の役員		の略歴書
住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>		〒 _____ 電話 _____（ ）		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年 月日	年 月 日	
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名				

注 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」の欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第25号の3 (規格A4) (第27条の3関係)
(第1面)

年 月 日

群馬県知事 へ

住所
氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は
名称及び代表者の氏名〕

担当者名 ()

電話番号 ()

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

群馬県屋外広告物条例第32条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	群広 () 第 号		
登録年月日	年 月 日		
氏名 及び生年月日 〔法人にあつては商号又は 名称、代表者の氏名 及び生年月日〕			
住 所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	郵便番号 (-)	電話番号 () -	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び 住所 〔法人にあつては商号又は 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地〕 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあつては商号又は 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地並びに役員の氏名〕			

(第2面)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

- 備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれかに該当するものに丸印を付すこと。
2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 以下の欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

別記様式第25号の4 (第27条の3関係) (規格A4)

屋外広告業廃業等届出書		年 月 日
群馬県知事	あて	住所 〒
		商号 氏名 電話 ()
		〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
群馬県屋外広告物条例第32条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
登 録 番 号	群広 () 第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
法人・個人の別	1 法人 2 個人	
フリガナ 商号、氏名及び 生 年 月 日 〔法人にあつては、名 称、代表者の氏名及 び生年月日〕	生年月日 年 月 日	
住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	〒	電話 ()
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 3以外の理由による解散 5 廃止	
届出理由の生じた日	年 月 日	
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	
		受付 (記入しないこと。)

別記様式第26号（第28条関係）（規格A4）

屋外広告物講習会受講申込書				
	年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">写真 上半身脱帽、最近6ヶ月以内のもの</p> <p style="text-align: center;">3.5cm×4.5cm</p> </div>		
群馬県知事 へあて				
本籍地				
現住所	(〒 -)			
電話番号				
(フリガナ)氏名	年 月 日生			
勤務先	(〒 -) 名称 所在地	代表者名 電話番号 () -		
受講票送付先	現住所 ・ 勤務先 (どちらかに○をつけること。)			
群馬県証紙貼付欄 (消印しないこと。)	※払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。			
講習会受講の一部免除申告				
	資格	取得年月日	交付番号	備考
建築士法による建築士	一級建築士			※左記資格を証する証書等の写しを添付すること。
	二級建築士			
	木造建築士			
電気工事士法による電気工事士	第一種電気工事士			
	第二種電気工事士			
電気事業法による右記の者	第一種電気主任技術者免状			
	第二種電気主任技術者免状			
	第三種電気主任技術者免状			
職業能力開発促進法による右記の者	帆布製品製造に係る職業訓練指導者免許所持者			
	帆布製品製造に係る技能検定合格者			
	帆布製品製造に係る職業訓練修了者			

注 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

群証第 号

屋外広告物講習会修了証書

本籍地

現住所

氏名

生年月日

群馬県屋外広告物条例第33条第1項の規定による講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

群馬県知事 印

別記様式第28号（規格A4）（第30条関係）

屋外広告物講習会修了資格認定申請書						
群馬県知事	年 月 日	あて	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">上半身脱帽、最近6ヶ月以内のもの</p> <p style="text-align: center;">3.5cm×4.5cm</p> </div>			
申込者 氏 名 _____						
群馬県屋外広告物条例第34条第1項第5号の規定により、次のとおり講習会修了者と同等以上の知識を有することの認定を申請します。						
本籍地						
住所						
(フリガナ)氏名	年 月 日生					
屋外広告物の表示（設置）の責任者としての経歴	営業又は勤務した会社名、店名等	所在地	責任者としての年数及び期間			
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">年 数</th> <th style="width: 70%;">期 間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td style="text-align: center;">から 年 月</td> </tr> </table>	年 数	期 間	年 月
年 数	期 間					
年 月	から 年 月					
責任者として過去5年間にわたる屋外広告物の表示又は設置に関する法令違反の有無			有 ・ 無			
その他参考事項						

注 責任者として過去5年間にわたる屋外広告物の表示又は設置の実績を別紙で添付すること。

群認第 号

屋外広告物講習会修了資格認定証書

本籍地

現住所

氏名

生年月日

群馬県屋外広告物条例第34条第1項第5号の規定による認定者であることを証する。

年 月 日

群馬県知事 印

別記様式第30号 (第30条の2 関係)

← 40センチメートル以上 →

屋外広告業者登録票		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号	群広()第 号	
登録年月日	年 月 日	
営業所名		
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		

別記様式第31号 (第30条の3 関係)

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	〒 電話 ()		
広告物等の表示 又は設置の場所			
表示又は設置した広告物等	名称 又は 種類		数量
表示又は設置の年月日	年 月 日		
請 負 金 額			

表

身 分 証 明 書 No.	
所 属	6 セ ン チ メ ー ト ル
職	
氏 名	
この者は、群馬県屋外広告物条例第35条の4の規定による立入検査又は質問の職務を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
群馬県知事 印	
9 センチメートル	

裏

群馬県屋外広告物条例（抜すい）
（報告、検査等）
第35条の4 知事は、群馬県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。